

名古屋大学博物館画像等利用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学博物館（以下「博物館」という。）が保有する標本を撮影した画像等（以下「画像」という。）の利用については、この内規の定めるところによる。

(貸出し・提供方法等)

第2条 画像は、デジタルデータを保存した電子記録媒体（以下「デジタルデータ」という。）、紙焼き、ポジフィルム、ネガフィルム等の媒体により、有償貸出しをするものとする。

2 画像の利用者は、貸出しを受けた画像を借用期間終了までに返却しなければならない。

(利用の申請)

第3条 画像を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、画像利用申請書（別紙様式1。以下「利用申請書」という。）を提出し、博物館長（以下「館長」という。）の許可を得なければならない。

(利用の許可)

第4条 館長は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、画像の利用を許可することとし、画像利用許可書（別紙様式2。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 館長は、前項に規定する利用の許可をするに当たり、必要に応じて、利用申請書に記載した利用条件以外の利用条件を付すことができる。

(利用の不許可)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、画像の利用を許可しないものとする。

- 一 標本資料の保存に悪影響が生じると認められる場合
- 二 博物館の業務に支障が生じると認められる場合
- 三 博物館が寄託を受けている収蔵品等であって、名古屋大学が所有権又は著作権を有していない標本資料のうち、事前にそれぞれ当該所有権者又は著作権者の同意を得ていない標本資料に係る利用申請である場合
- 四 画像を主として商業目的に利用する場合
- 五 その他画像の利用を許可することが適当ではないと館長が認めた場合

(利用料金の支払い)

第6条 画像の利用の許可を得た者は、1画像1回につき2,000円（税抜）の利用料金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、館長は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 国、地方公共団体等の行政機関が非営利事業での利用を目的とする場合

- 二 営利を目的としない教育機関が教育での利用を目的とする場合
- 三 大学，研究所等の研究機関において学術研究の用途に供することを目的とする場合
- 四 研究者が研究論文に引用することを目的とする場合（商業出版は除く。）
- 五 報道を目的とする場合
- 六 博物館又は博物館の研究者の紹介を目的とする場合
- 七 博物館が主催又は共催する展覧会等での利用を目的とする場合
- 八 その他館長が特別の事情があると認めた場合
（利用の制限）

第7条 画像の利用者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 貸出しを受けた画像又はその複製物を，有償であるか又は無償であるかを問わず，第三者に利用させたり，譲渡したりしないこと。
- 二 利用目的以外の目的で画像を利用しないこと。
- 三 画像を無断で複製したり，改変したりしないこと。
（利用許可の取消し等）

第8条 館長は，次の各号のいずれかに該当する場合には，画像の利用の許可を取り消し，又は利用を中止することができる。

- 一 申請書に虚偽の記載があった場合
- 二 前条各号に規定する事項又は利用申請書若しくは利用許可書に記載した利用条件に違反した場合
- 三 その他許可の取消し又は利用の中止が必要であると館長が認めた場合
（その他）

第9条 この内規に定めるもののほか，画像の利用に関し必要な事項は，館長が定める。

附 則

この内規は，平成30年3月2日から施行する。